

学校いじめ防止基本方針

神崎町立米沢小学校

1 いじめに対する基本的な考え方

「いじめ」とは、「児童に対して、当該児童が在籍する小学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

いじめは重大な人権侵害であり、いかなるもの（形態）であっても許されない。学校は全職員が一丸となって、いじめの防止、早期発見、発生時の適切な対処に努め、また、何人もそれを見て見ぬふりをするのは許されないことを周知する。

また、いじめを意図して行った行為ではなく、また、継続して行われた行為ではなくても、その行為によって児童が心身の苦痛を感じている場合は、いじめとして認知する。認知件数が多くなることを過大に問題視せず、積極的にいじめを認知し、解消することに努める。さらに、「けんかやふざけ合い」であっても、見えないところで被害が発生している場合があるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、心身の苦痛を感じていれば法の定義するいじめと認知し、調査を行う。認知件数が多くなることを過大に問題視せず、積極的にいじめを認知し、解消することに努める。

いじめが発生した場合、学校はいじめ防止対策推進法の遵守といじめ問題への対応にあたり、保護者等への正確かつ丁寧な説明を行い、隠蔽や虚偽の説明を行わず真摯な対応をする。

2 いじめの形態

【抵触する可能性のある刑罰法規】

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。 【脅迫、名誉毀損、侮辱】
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。

※刑法には抵触しないが他のいじめと同様に毅然とした対応が必要

- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。 【暴行】
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。 【暴行、傷害】
- ・金品をたかられる。 【恐喝】
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。 【窃盗、器物破損】
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。

【強要、強制わいせつ】

- ・パソコンや携帯電話やインターネット等で、誹謗中傷の書き込みやいやなことをされる。

【名誉毀損、侮辱】

3 学校いじめ対策組織の設置と校内体制

生徒指導推進委員会（校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭）を核とした学校いじめ対策組織を設置し、以下の取組を実施する。

- (1) 構成員は、生徒指導部会を基本とするも、基本方針の策定に際しては保護者等地域の代表も

構成員とし、また（６）の緊急対処に際しては関係職員や必要に応じてスクールカウンセラーをメンバーとする等、柔軟に定める。

- （２）学校いじめ防止基本方針に基づき具体的な年間計画の作成・実施・検証・修正を実施する。
- （３）「いじめ防止」「早期発見」「いじめに対する措置」等、いじめ対応力強化に関する職員研修を企画・運営する。
- （４）学校におけるいじめの相談・通報の窓口となる。
- （５）いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を図る。
- （６）いじめの疑いに関する情報があった時には、緊急会議を開き、アンケート調査や面談等により、いじめ情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針決定、保護者との連携を図る。
- （７）学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているか点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。（PDCAサイクルの実行を含む。）

４ いじめ防止及び早期発見のための方針

- ・人権意識の向上や規範意識の醸成を図るとともに、生命を大切にする心を育む。
- ・児童のコミュニケーション能力の向上を図るとともに、豊かな人間関係づくりを推進する。

- （１）発達の段階に即した確かな児童理解、教育相談の重視、全職員による一貫性のある組織的な指導の中で、いじめの防止・早期発見に努める。
- （２）学校全体での暴力・暴言の排除、過度な競争意識や勝利至上主義等、児童（生徒）のストレスを高くする指導を見直す中で、いじめの防止に努める。
- （３）学校と家庭・地域・関係機関が連携・協働して、いじめの早期発見に適切に努めるとともに、発生時には毅然と対処し、継続的にその指導にあたる。

５ 具体的な取り組み

（１）いじめの未然防止策

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえて、全ての児童を対象に、以下のようにいじめの未然防止に取り組む。

① いじめ防止等に向けた取組の年間計画等の作成

- ・アンケート調査を定期的に行うことによりいじめの防止に努める
- ・学校いじめ防止等年間計画の作成と年度末における見直し
- ・教師用のチェックリストの作成と活用

② 生徒指導の機能を生かした「わかる授業」の展開により、自己有用感を持たせ、いじめを含めた問題行動の未然防止に努める。また、過度の競争意識や勝利至上主義にならないようにする。

③ 「いのちを大切にするキャンペーン」、「『いのち』のつながりと輝き」を主題とし「考え、議論する」ことを意識した道徳教育、道徳映像教材の活用をする。

- ・全教育活動を通して、道徳教育の推進
（道徳教育の充実、道徳映像教材の活用、マイ錦鯉プロジェクト）
- ・児童会活動等、児童の自発的な活動の展開
（なかよし標語の募集、なかよし集会の実施、学校全体での暴力や暴言を排除することを目指した全校いじめゼロ宣言、児童会マイキッズ活動、あいさつ運動）
- ・豊かな人間関係づくり実践プログラムの推進

- ・自然体験や宿泊体験、職場体験等の推進
 - ・人権教育等の推進（人権教室の実施）
 - ・読書活動の推進（朝読書の実施）
- ④ インターネットを通じて行われるいじめへの対策を推進する。
- ・情報モラル教育やスマホ・携帯教室による未然防止の推進
 - ・プロバイダ責任制限法による誹謗中傷等の削除要求、発信者情報の開示請求等の周知
 - ・児童への情報モラル教育や教員のネットいじめ対策研修、教員及び保護者への啓発のための研修等への講師派遣事業
 - ・ネットいじめ事案に対処する体制の整備・・・「ネットパトロール」および、いじめアンケートにおいて質問項目を定める。
- ⑤ 新型コロナウイルス感染者・濃厚接触者とその家族、新型コロナウイルス感染者の対策や治療に当たる医療従事者とその家族に対する偏見や差別につながる行為を許さない環境を作る。そのために、新型コロナウイルスに関する適切な知識を基に、発達段階に応じた指導を行う。
- ⑥ 教職員研修の推進する。
- ・職員会議でのいじめ防止等の共通理解
 - ・いじめの防止等に関する事例研修の実施
 - ・生徒指導の機能を重視したわかる授業の展開
 - ・教職員の不適切な発言等により児童を傷つけることや体罰がいじめを助長することを踏まえた研修の実施
- ⑦ 保護者や地域住民等への啓発活動を推進する。
- ・いじめ防止対策推進法の家庭・地域への周知
 - ・「24時間子供SOSダイヤル」等の相談機関の周知徹底
 - ・いじめ防止啓発強化月間（毎年4月）における取組強化
 - ・「いじめ防止啓発カード」「いじめ防止啓発リーフレット」の配付

（2）早期発見策

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり遊びやふざけ合いを装って行われたりすることを教職員は認識し、以下のようにいじめの早期発見に努める。

① 早期発見のための措置

- ・日常的な一人一人への声かけ
- ・「お便り帳（連絡帳）」や「日記」等の活用
- ・日常的な所有物の点検活動および身体観察
- ・昼休み等授業時間外での、児童の人間関係の観察
- ・電話連絡や家庭訪問等、保護者との日ごろからの連携
- ・いじめに特化せず児童の悩み等のアンケート調査実施および定期的な教育相談
(年6回：4月・7月・9月・11月・1月・2月)
- ・保護者を対象とした定期的ないじめに関するアンケート調査の実施
(年3回：7月・10月・1月)

② 相談体制の整備

- ・児童と教職員の豊かな人間関係の構築
- ・保健室やスクールカウンセラー相談室等の相談機能の充実
- ・相談箱（米小ポスト）設置

- ・いじめについての指導（いじめサミット）
- ・児童の相談記録等、情報の教職員による共通理解
- ・保護者や地域住民等から学校等へのいじめ等の情報の連絡先
 米沢小学校 72-3070（教頭・生徒指導主任・養護教諭）
 神崎町教育委員会 72-1601（不登校・いじめ相談窓口）
- ・相談を受けた場合、いじめを受けた児童について徹底的にまもる事を共通理解する。

(3) いじめに対する対処

いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教員で抱え込まず、「いじめ発生時の対応マニュアル」にそって、組織的に対応する。

① いじめの認知

- ・いじめの疑いについての初期情報の把握

保護者や地域住民等からの相談先 学校電話番号 72-3070

② 初期対応

- ア 学校いじめ対策チームで初期対応の方針の決定
- イ 教育委員会への報告と連携
- ウ いじめられている児童及びその保護者への方針説明
- エ 事実関係を明確にする調査
- オ 初期支援（指導）

③ 二次対応

- カ 情報整理と具体的な指導・支援体制の確立（全職員での共通理解）
- キ 保護者への報告と支援・助言

④ 長期対応

- ク 関係児童の心のケア
- ケ 再発防止に向けた継続的な支援・指導・助言

⑤ 重大事態発生時の関係機関との連携

〈参考〉重大事態とは、（いじめ防止対策推進法・第28条より）

- ア いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じたと疑いがあると認めたとき
- イ いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

- コ 被害児童の安全の確保と安心への配慮
- サ 当該事案に対する学校いじめ対策組織の招集及び県教育委員会への報告・連絡
- シ 上記組織を中心として、いじめの事実関係を明確にする。
- ス 当該保護者への説明および必要に応じて保護者会の開催。
- セ 関係諸機関（児童相談所・警察署等）との連携

6 その他

- (1) 学校いじめ防止基本方針はホームページで公開する。
- (2) 学校いじめ防止基本方針は、毎年度、学校評価等を活用し見直す。

（令和2年4月2日改訂）